

【パブリックコメント】

「第5次日向東臼杵広域連合広域計画」（案）に関する意見を募集します

広域計画は、広域連合が総合的かつ計画的に施策を実施するため、地方自治法によりその作成が義務付けられています。

また、計画に記載する項目については、日向東臼杵広域連合規約で定めています。

本計画は、現在の計画（「第4次日向東臼杵広域連合広域計画」 計画期間：平成28年度～令和2年度）が計画期間満了となることから、事務事業を検証し、見直しを行うものです。

今回、「第5次日向東臼杵広域連合広域計画」（案）を広く公表し、地域住民の皆さまのご意見を反映させるために意見を募集します。

○募集期間

令和2年12月7日（月）から令和2年12月25日（金）まで

*ただし、公表場所での第5次広域計画（案）・新旧対照表の閲覧・受領及び意見の提出等は、土曜・日曜を除いた午前8時30分から午後5時までとします。

○公表場所

日向東臼杵広域連合事務局

日向市：日向市役所 環境政策課、東郷総合支所、細島支所、岩脇支所、美々津支所

門川町：門川町役場 環境水道課

美郷町：美郷町役場 町民生活課

諸塚村：諸塚村役場 住民福祉課

椎葉村：椎葉村役場 税務住民課

*日向東臼杵広域連合、日向市役所、門川町役場、美郷町役場、諸塚村役場、椎葉村役場のホームページ上でも公表しています。

○意見を提出できる者

1. 日向市、門川町、美郷町、諸塚村、椎葉村（以下「関係市町村」という。）に住所を有する者
2. 関係市町村に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
3. 関係市町村の事務所又は事業所に勤務する者
4. 関係市町村の学校に在学する者
5. 1～4に掲げるもののほか、パブリックコメント手続きの対象となる施策等に利害関係を有する者

○意見の提出方法

別紙の意見提出用紙に、住所、氏名（法人その他の団体にあつては所在地、団体名及び代表者氏名）を記入のうえ、下記の「意見の提出先」にご提出ください。

令和2年12月25日（金）の午後5時までに受領（郵送、ファックス、電子メールの場合は必着）した意見を有効とします。

○意見の提出先

持 参	日向東臼杵広域連合事務局 (日向市) 日向市役所 環境政策課、東郷総合支所 細島支所、岩脇支所、美々津支所 (門川町) 門川町役場 環境水道課 (美郷町) 美郷町役場 町民生活課 (諸塚村) 諸塚村役場 住民福祉課 (椎葉村) 椎葉村役場 税務住民課
郵 便	〒883-0034 日向市大字富高 2192 番地 日向東臼杵広域連合事務局 宛
ファックス	0982-52-7889
電子メール	rengo@hyugacity.jp

○提出意見の取扱

1. 提出されたご意見は、内容ごとに整理し、広域連合の考え方とともに、後日、ホームページにて公表します。
2. 公表はご意見の内容のみとし、氏名等は公表しません。
3. 提出いただいたご意見に対し、個別の回答はいたしません。
4. 本件と関連のないご意見への回答はいたしません。

○次の①～④の書類は、添付ファイルからダウンロードしてください。

- ①意見提出用紙（Word 版）
- ②意見提出用紙（PDF 版）
- ③「第5次日向東臼杵広域連合広域計画」（案）（PDF 版）
- ④新旧対照表（PDF 版）

日向東臼杵広域連合事務局 〒883-0034 宮崎県日向市大字富高 2192 番地 電話：(0982) 53-3401 FAX：(0982) 52-7889 E-mail：rengo@hyugacity.jp
